

一関地区広域行政組合財務規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第10号

改正 平成19年3月30日 規則第7号

平成27年4月1日 規則第3号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 財務に関しては、一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）を準用する。この場合において、「一関市」とあるのは「一関地区広域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「総務課長」とあるのは「総務管理課長又は法規契約主幹」と、「財政課長」とあるのは「総務管理課長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の東磐環境組合財務規則（昭和49年東磐環境組合規則第1号）、東磐広域行政組合財務規則（平成12年東磐広域行政組合規則第8号）、一関地方衛生組合財務規則（昭和54年一関地方衛生組合規則第1号）及び一関地方広域連合財務規則（昭和11年一関地方広域連合規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一関地区広域行政組合規約の一部を変更する規約（平成19年岩手県指令市町村第1149号）附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この規則による改正後の第2条第2項の表の規定の適用にあつては、「一関地区広域行政組合会計管理者」とある

のは「一関地区広域行政組合収入役」と、「会計管理者等」とあるのは「収入役等」と、「会計管理者」とあるのは「収入役」と読替えるものとする。

附 則（平成27年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。